

# 東北地方太平洋沖地震関連給付事業

(短期給付事業・厚生福利事業)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
療養給付金 (会員・家族)	会員又は被扶養者が疾病又は負傷により、医療機関で診療を受けた場合において、療養に要した費用の内、公立学校共済組合又は文部科学省共済組合等で給付する額及び国又は地方公共団体に支払う公費負担額を控除した額が、2,500円を超えたときに給付する。給付額は当該控除後の額から2,500円を控除した額とする。	
災害見舞金	会員が住居、家財に災害を受けたときに、次の区分により給付する。 1 600,000円 ア 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。 イ 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 【以下省略・詳細は短期給付事業欄参照】	共済組合の「災害見舞金請求書」に様式併合(①災害見舞金・災害見舞金附加金請求書②り災明細書)
弔慰金 (会員及び被扶養者)	会員、配偶者又は被扶養者が死亡したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 500,000円 2 配偶者(被扶養者である)の場合 200,000円 3 会員の被扶養者(配偶者を除く)の場合 100,000円	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号) 2 戸籍謄本(コピーでも可)
弔慰金 (被扶養者以外の配偶者)	配偶者(会員又は被扶養者を除く)が死亡したときに、200,000円を給付する。	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号) 2 戸籍謄本(コピーでも可)
入院見舞金	会員又は被扶養者が入院したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 入院1日につき 500円 2 被扶養者の場合 入院1日につき 500円	
遺児育英資金	会員が死亡したときに、被扶養者のうち、満18歳の年度末までの間にある会員の遺児があるとき、遺児1人当たり500,000円を給付する。	遺児育英資金請求書 (様式第113号)

(特別弔慰積立事業)

事業名	額 及 び 条 件	提出書類
特別弔慰金	会員、配偶者又は被扶養者が死亡したときに、次の区分により給付する。 1 会員の場合 200,000円 2 配偶者(被扶養者である)の場合 100,000円 3 会員の被扶養者(配偶者を除く)の場合 50,000円	会 員 1 弔慰金 配偶者 請求書 被扶養者 (様式第105号に併合) 2 戸籍謄本 (コピーでも可)